

○竜王町中小企業融資制度に関する利子補給要綱

(令和2年5月25日告示第100号)

改正 令和2年12月22日告示第154号 令和2年12月28日告示第165号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が借り受けた資金に係る利子の一部について、その中小企業者等の経営の安定と体質改善を図るため、予算の範囲内において当該資金に係る利子の一部を補給することを目的とし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則(昭和50年竜王町規則第3号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年3月31日滋賀県告示第211号。以下「県要綱」という。)第2条第3号に規定する者をいう。

(利子補給の対象となる資金の種類および利子補給率等)

第3条 この要綱により町が行う利子補給は1企業当たり1件とし、対象となる資金の種類および利子補給率等については次に定めるところによる。

- (1) 県要綱第3条第2号に規定するセーフティネット資金の融資
- (2) 利子補給率は、年1.0パーセント以内で予算の範囲内において利子補給を行うものとする。
- (3) 利子補給の期間については、原則融資を受けた月から36か月以内を限度とする。

(利子補給の対象者)

第4条 この要綱により町が行う利子補給の対象者は、町内に事業所を有する中小企業者等であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項のいずれかの規定に該当する者として町長の認定(同条第5項第4号および同条第6項に係る認定にあつては、令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けた者とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日(初年度は融資実行日)から12月31日までに支払った利子(以下「支払利子総額」という。)に、第3条に規定する利子補給率を対

象資金の融資利率で除した値を乗じた額とする。ただし、対象資金の融資利率が利子補給率に満たない場合は、その年に支払った利子の額とする。

2 前項に規定する額は、1 対象者 1 年度あたり 20 万円を限度とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、利子の支払期間が 12 月に満たない場合は 20 万円を 12 月で除し、利子を支払った月数を乗じた額を限度とする。

(利子補給の申請)

第 6 条 利子補給の申請は、竜王町商工会が利子補給金の交付を受けようとする者に代わって行い、支払利子総額について竜王町中小企業融資制度に関する利子補給金交付申請書(別記様式)を翌年 1 月末日までに町長に提出するものとする。

(利子補給の決定)

第 7 条 町長は、利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を調査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、利子補給金の交付の決定をし、竜王町商工会を通じて本人に通知するものとする。

(利子補給の交付)

第 8 条 この要綱による利子補給金は、竜王町商工会を通じて毎年 3 月までに本人に交付するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第 9 条 町長は、利子補給金の交付を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに利子補給を打ち切り、または既に交付した利子補給金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 借り受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 借り受けた資金の償還期間内に貸付対象事業を廃棄したとき。
- (3) 借り受けた資金の返済が円滑にされないとき。
- (4) 町内に事業所を有しなくなったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年5月25日から施行し、令和2年中に融資を受けた利子から適用する。

付 則(令和2年12月22日告示第154号)

この告示は、令和2年12月22日から施行する。

付 則(令和2年12月28日告示第165号)

この告示は、令和2年12月28日から施行する。

別記様式(第6条関係)

竜王町中小企業融資制度に関する利子補給交付申請書

[別紙参照]